

議案第 1 1 5 号

北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 2 5 年北名古屋市条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日提出

提 出 者	北名古屋市議会議員	平 野 弘 康
	同 上	猶 木 義 郎
	同 上	大 原 久 直
	同 上	上 野 雅 美
賛 成 者	北名古屋市議会議員	神 田 薫
	同 上	桂 川 将 典
	同 上	間 宮 文 枝
	同 上	渡 邊 麻衣子
	同 上	梅 村 真 史

提案理由

この案を提出するのは、議員の自己研鑽と資質の向上及び幅広い視野の強化を目的に、北名古屋市議会政務活動費の交付額を改訂し、議会活動の一層の推進を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年北名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「月額1万円を」を「月額3万円を限度として」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。